



島根県報

令和7年3月31日（月）

号外 第 3 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	（自 然 環 境 課）	2
医療法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	51
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	51
旅館業法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	52
島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則	（林 業 課）	55

【公 告】

湖沼水質保全特別措置法の規定による湖沼水質保全計画の策定（2件）	（環 境 政 策 課）	55
----------------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（第19号様式関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

(1) 相続による公衆浴場営業者の地位の承継の届出に係る様式の整備（様式第4号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 様式の整備（様式第2号・様式第11号・様式第12号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

木材産業等高度化推進資金の貸付条件を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「給油施設」の次に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、

同条の次に次の2条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案に係る添付書類)

第1条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第6条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第7条の7第1項又は第17条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第1条の3 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第6条の4第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第7条の7第1項又は第17条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

- (2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条第2項中「第8号まで」の次に「、第10号」を加え、「除く」の次に「とともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第9号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「以上の各階平面図」を「程度の各階平面図」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に、「以上の配置図」を「程度の配置図」に改め、同項第7号中「並びに」を「及び」に改め、「その」を削り、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同項第9号中「以上」を「程度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第4項の規定による協議書又は申請書の提出は、書面又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法をもって行うものとする。

第3条に次の2項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

5 前2項の書類の添付については、第1項の規定の例による。

第4条第1号中「第7条第4項第1号」の次に「又は第5号」を、「事項」の次に「の変更（ただし、第5号に掲げる事項の変更にあっては、第1条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

- (2) 前条第2項各号に掲げる事項の変更（ただし、第1号に掲げる事項の変更にあっては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第4条第3号から第5号までを削る。

第5条に次の1項を加える。

- 3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第7条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第7条第1項を次のように改める。

条例第7条の3第1項の規定による承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法
- (4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
- (5) 公園事業を譲渡しようとする理由

第7条第4項第1号中「第3条第2項第1号」を「第3条第3項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項第2号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第3条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第1条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

- 3 条例第7条の3第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 公園施設の種類
- (4) 合併又は分割した年月日
- (5) 合併又は分割した理由

第8条第2項中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改める。

第9条第2項第1号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改める。

第10条から第18条までを次のように改める。

（県立自然公園における協議会の公表）

第10条 条例第7条の7第4項の規定による公表（次項において「公表」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会（条例第7条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(県立自然公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第11条 条例第7条の8第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第1による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第7条第2項の規定による協議又は同条第3項の認可を要する条例第7条の8第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあってはアに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあってはアに掲げる書類のうち第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第3条第3項第1号から第4号まで、第6号、第11号及び第12号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第7条第6項の規定による協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第11条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第19条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第13条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第19条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、認定の申請に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第7条の8第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする。

(県立自然公園における利用拠点整備改善計画の記載事項)

第12条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第7条の8第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第11条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあっては、当該許可を要する行為に係る以下に掲げる事項

ア 行為の種類

イ 行為の場所

ウ 行為の施行方法

(5) 条例第13条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあっては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(県立自然公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第13条 条例第7条の8第6項(条例第7条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(県立自然公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第14条 条例第7条の9第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第4条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第7条の8第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第15条から第18条まで 削除

第19条第1項中「様式第1」を「様式第2」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第19条第2項第1号及び第2号中「以上」を「程度」に改め、同項第3号中「以上」を「程度」に、「構造図及び意匠配色図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第4号中「おいて」を「おける」に、「以上」を「程度」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第11条第4項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第19条の2第1項中「許可の」を「条例第11条第5項の規則で定める」に改め、同条第4項第6号中「すべて」を「全て」に改め、「延べ面積をいう」の次に「。第21条第1号において同じ」を加え、同条第5項中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同条第10項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請に係る場所が、条例第11条第4項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第19条の2第11項中「前項第7号及び第9号」を「前項第2号、第8号及び第10号」に改め、同条第12項中「第10項第7号」を「第10項第2号及び第8号」に改め、同項第2号中「第10項第9号」を「第10項第10号」に改め、同条第13項に次の1号を加える。

(3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第19条の2第15項中「許可の基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること」を「同条第5項の規則で定める基準は、次のいずれか」に改め、同条第16項中「許可の」を「同条第5項の規則で定める」に改め、同条第18項第1号中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条第19項中「許可の」を「同条第5項の規則で定める」に

改め、同条第20項中「許可の」を「同条第5項の規則で定める」に改め、同項第1号エを次のように改める。

エ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (7) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (4) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (7) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第19条の2第20項第1号中オを削り、カをオとし、同項第2号及び第3号中「カ」を「オ」に改め、同項第4号中「第1号カ」を「第1号オ」に改め、同条第21項中「許可の」を「同条第5項の規則で定める」に、「農林漁業」を「若しくは農林漁業」に、「又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、第5号」を「であつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号」に改め、同条第23項、第24項及び第26項から第28項までの規定中「許可の」を「同条第5項の規則で定める」に改め、同条中第30項を第31項とし、第29項を第30項とし、第28項の次に次の1項を加える。

29 第19条の4に規定する行為に係る条例第11条第5項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第19条の3第1項中「第11条第5項から第7項」を「第11条第6項から第8項」に、「様式第2」を「様式第3」に改め、同条第2項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「以上」を「程度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第19条の4 条例第11条第4項第16号に規定する規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第20条中「第11条第8項第3号」を「第11条第9項第4号」に改め、同条第4号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」に改め、「こと」の次に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第7号中「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を削り、同条第8号中「第2条第5項第1号から第5号までに掲げる施設」を「第2条第5項に規定する港湾施設」に改め、同条第11号の3中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同条第11号の7中「無線設備の改築又は増築」を「無線設備を改築し、又は増築」に改め、「に限る。）を」を「に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さが2メートル以下であるものに限る。）」に改め、同条第11号の8中「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条の次に次の1号を加える。

- (11)の8の2 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

第20条第11号の9を次のように改める。

- (11)の9 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

第20条第11号の10中「通信ケーブル」の次に「並びに引込みに要する設備」を加え、同条第11号の12中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第11号の13中「防除」の次に「又は保安」を加え、同条の次に次の2号を加える。

- (11)の14 知事が指定する地域以外地域において、既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限

る。)を設置すること。

(11)の15 県が公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第20条第13号中「木材」の次に「（条例第11条第4項第10号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）を除く。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(13)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(13)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第20条第16号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(16)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(16)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第20条第17号の2中「認定保護管理事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(17)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第20条第18号を次のように改める。

(18) 削除

第20条第18号の3中「木竹」の次に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第18号の11の次に次の1号を加える。

(18)の11の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木材を損傷すること。

第20条第18号の13を次のように改める。

(18)の13 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木材を損傷すること。

第20条第18号の15を次のように改める。

(18)の15 削除

第20条第27号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条第27号の2の2を次のように改める。

(27)の2の2 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第20条第27号の2の3を削り、同号の4を次のように改める。

(27)の4 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

第20条第28号中「にある植物で、条例第11条第4項第10号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同条第28号の2の2を次のように改める。

(28)の2の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第20条第28号の2の2の次に次の3号を加える。

(28)の2の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(28)の2の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(28)の2の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。第28号の9において同じ。）に参加した者が特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第20条第28号の8の2を削り、同条第28号の9を次のように改める。

(28)の9 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が特定外来生物である動物を捕獲

し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは捕獲すること。

第20条第28号の10を次のように改める。

(28)の10 削除

第20条第28号の10の2を削り、同条第28号の11を次のように改める。

(28)の11 削除

第20条第28号の13を次のように改める。

(28)の13 削除

第20条第28号の14の2を削り、同条第28号の16及び同号の17を次のように改める。

(28)の16及び(28)の17 削除

第20条第30号の13の次に次の7号を加える。

(30)の14 公園管理団体が行う条例第25条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(30)の15 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(30)の16 認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(30)の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(30)の18 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(30)の19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(30)の20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第11条第4項各号に掲げるものを行うこと。

第20条の2第2項中「様式第3」を「様式第4」に改める。

第22条中「第13条第7項第3号」を「第13条第7項第4号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第20条第1号から第11号の15まで、第20号から第23号まで、第24号から第27号の2の3まで、第29号、第30号又は第30号の14から第30号の20までに掲げる行為

第22条第14号を削り、同条中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。)

第22条の次に次の1号を加える。

(18) 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附随する行為

第23条第1項中「第20条の2第2項」を「第20条の2第3項」に改め、同条第2項中「様式第4」を「様式第5」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項に該当するもののほか、条例第11条第4項の規定による許可の申請又は条例第11条第6項若しくは第8項若しくは第13条第1項の規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第23条の次に次の6条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第23条の2 条例第17条第1項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物（同号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

（質の高い自然体験活動の促進のための協議会の公表）

第23条の3 第10条の規定は、条例第17条の2第3項において準用する条例第7条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「条例第7条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条において同じ」とあるのは「条例第17条の2第1項に規定する協議会をいう。第23条の6及び第23条の8において同じ」と、第10条第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第23条の4 条例第17条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第6による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、その図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第11条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第19条第2項第1号及び第2号に掲げる図面
- (3) 条例第13条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第19条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、認定の申請に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る自然体験活動促進計画が条例第17条の3第3項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第23条の5 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第17条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第11条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る次に掲げる事項
 - ア 行為の種類
 - イ 行為の場所
 - ウ 行為の施行方法
- (5) 条例第13条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第23条の6 条例第17条の3第5項（条例第17条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第23条の7 条例第17条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第17条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第26条の次に次の1条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第26条の2 条例第24条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

第27条第2号中「第25条各号に掲げる業務」を「第25条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「第25条各号」を「第25条第1項各号及び同条第2項各号」に改め、同条第4号中「営利を目的としない団体であることその他条例第25条各号」を「条例第25条第1項各号及び同条第2項各号」に改める。

第27条に次の1号を加える。

- (5) 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第28条中「第7条の7第2項」を「第7条の12第3項」に改め、「第17条第3項」の次に「、第17条の6第2項」を加え、「様式第5」を「様式第7」に改める。

第30条中「書類」の次に「（国の機関が行う行為に関するものを除く。）」を加える。

様式第1から様式第5を次のように改める。

様式第1（第11条関係）

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

島根県立自然公園条例第7条の8第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

様式第2(1) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内工作物新築（改築、増築）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における工作物の新築（改築、増築）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
工 作 物 の 種 類			
施 行 方 法	敷 地 面 積		
	規 模		
	構 造		
	主 要 材 料		
	外部の仕上げ及 び 色 彩		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

-
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量及びその処理方法、工事中仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(2) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内木竹伐採許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
林 況	林 種		
	樹 種		
	林 齢		
	森 林 全 面 積		
	総 蓄 積 (a)	m ³	
行為地及びその付近の状況			
施 行 方 法	伐 採 種 別		
	伐 採 面 積		
	伐 採 樹 種		
	平 均 樹 齢		
	平均胸高直径		
	伐採材積 (b)	m ³	
	伐採材積歩合 (b / a)	%	
	関連行為の概要		
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別を記入すること。
- (4) 「樹種」欄には、主な樹種を記入すること。
- (5) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。
- (6) 「関連行為の概要」欄には、索道及び林道の敷設、貯木場の設置（面積並びに切土及び盛土量等を含む。）並びに残土量及びその処理方法等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (9) 学術研究その他の公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除、防災、風致維持その他の森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるものを記載すること。ただし、第3種特別地域における森林施業以外の木竹の伐採を目的として申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」欄を記載し、「施行方法」については、「伐採樹種」欄、「伐採面積」欄、「関連行為の概要」欄及び「伐採跡地の取扱い」欄を記載することで足りるものとする。
- (10) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(3) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内木竹損傷許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
損 傷 物 の 種 類			
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量		
	損 傷 方 法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「損傷方法」欄には、使用器具の名称及び採取（損傷）部分の別等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合に、時期及び場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は 届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(4) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
鉱物（土石） の 種 類			
施 行 方 法	掘採（採取） 方法の種別		
	掘採（採取）量		
	掘採（採取） 設 備		
	土地の形状を 変更する箇所の 位置及び面積		
	掘採（採取） 後の土地の形状		
	関連行為の概要		
	掘採（採取） 後地の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等海周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- (5) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン、グラム）により掘採（採取）量を記入すること。
- (6) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等の掘採（採取）後の土地の形状について具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - エ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (10) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(5) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における水位（水量）に増減を
来す行為の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況	地 況		
	現 在 の 水 位 （ 水 量 ）		
	水 の 利 用 状 況		
施 行 方 法	水位（水量）の 増減の及ぶ範囲		
	水位（水量）の 増減の原因とな る行為・設備等		
	水位（水量）の 増 減 の 内 容		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とし、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に

応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況

ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

- (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(6) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内広告物設置等許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における の許可を受け
たく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付 近 の 状 況			
広告物等の種類			
施 行 方 法	工作物として 設置する場合の 敷 地 面 積		
	広告物を掲出 又は表示する 工作物の種類 及 び 場 所		
	規 模		
	構 造		
	主 要 材 料		
	色 彩		
	表 示 の 内 容		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法に表示に必要な図面（構造図等）

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の許可」の箇所には「広告物の設置の許可」、「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等の当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類及び掲出又は表示しようとする箇所を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(7) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付 近 の 状 況			
集 積 （ 貯 蔵 ） 物 の 種 類			
施 行 方 法	集 積 （ 貯 蔵 ） 方 法		
	土地使用面積及 び集積（貯蔵） す る 高 さ		
	関連行為の概要		
	集 積 （ 貯 蔵 ） 設 備		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況

-
- ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (5) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(8) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における水面の埋立（干拓）の
許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
施 行 方 法	埋立（干拓） 面 積		
	工 事 の 方 法		
	関連行為の概要		
	埋立（干拓） 後の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事中仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるとき

は、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況

ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

(8) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(9) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内土地形状変更許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における土地の形状変更の許可
を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
土地の形状変更の 原因となる行為			
行為地及びその 付近の状況			
施 行 方 法	土地の形状を 変更する面積		
	変更後の土地 の 形 状		
	工 事 の 方 法		
	関連行為の概要		
	変更後の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の修景図
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

-
- (5) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(10) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内高山植物等採取（損傷）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における高山植物等の採取（損傷）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
採取（損傷）物 の 種 類			
施 行 方 法	採取（損傷）物 の 数 量		
	採取（損傷）の 方 法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称及び採取（損傷）部分の別等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合に、時期及び場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

(7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(11) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における植物の植栽又は播種の
許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付 近 の 状 況			
植栽（播種）する 植 物 の 種 類			
施 行 方 法	植 栽 （ 播 種 ） 面 積		
	植 栽 （ 播 種 ） 数 量		
	植 栽 （ 播 種 ） 方 法		
	管 理 方 法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

-
- (6) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (8) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(12) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）・動物の卵の採取（損傷）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、
県立自然公園特別地域内における動物の捕獲（殺傷）又は動物の卵の採取（損傷）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
動 物 （ 卵 ） の 種 類			
施 行 方 法	捕獲（殺傷）・ 採取（損傷）物 の 数 量		
	捕獲（殺傷）・ 採取（損傷）の 方 法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「
県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「捕獲（殺傷）・採取（損傷）の方法」欄には、捕獲（殺傷）・採取（損傷）の方法及び使用器具の名称等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

-
- イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
- ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(13) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む。）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
動物（家畜） の 種 類			
施 行 方 法	動物（家畜）の 数 量 （ 頭 数 ）		
	管 理 方 法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付

された条件

エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

(7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(14) (第19条関係)

年 月 日

様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における 色彩変更の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物		
	色彩を変更する 箇 所		
	現 在 の 色 彩		
	変 更 後 の 色 彩		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の立面図、変更後の意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるとき

は、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況

ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

(6) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2(15) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその 付近の状況			
車馬（動力船、航空機）の 種類及び数			
使用（着陸）範囲 及び面積			
使用（着陸）方法			
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

1 添付図面

- (1) 行為地を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 留意事項

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「行為地」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等の行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係。申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾の状況
 - ウ 過去に島根県立自然公園条例の許可を受けたものである場合は、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）。申請者と担当者とは異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

- (6) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3(1) (第19条の3関係)

年 月 日

様

行為者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内行為着手届出書

島根県立自然公園条例第11条第6項の規定により、 県立自然公園特別地域が指定（拡張）された際、
行為に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			
行為地及びその 付 近 の 状 況			
施 行 方 法			
届 出 事 項 に 係 る 施 行 期 間	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

- 1 「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には条例第11条第4項各号に規定する行為を記入すること。
- 2 「施行方法」欄には、行為の実施方法及び実施状況を具体的に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第3(2) (第19条の3 関係)

年 月 日

様

行為者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内非常災害応急措置届出書

島根県立自然公園条例第11条第7項の規定により、県立自然公園特別地域内における非常災害のために必要
な応急措置をしたので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的	
行 為 地	
非 常 災 害 の 状 況	
応 急 処 置 方 法	
実 施	年 月 日
備 考	

備考

- 1 「県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「非常災害の状況」及び「応急措置方法」欄には、その状況及び方法を具体的に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第3(3) (第19条の3関係)

年 月 日

様

行為者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内

行為届出書

島根県立自然公園条例第11条第8項の規定により、
たく下記のとおり届け出ます。

県立自然公園特別地域内において

行為をいたし

記

目 的			
行 為 地			
施 行 方 法			
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

- 1 「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には木竹の植栽又は家畜の放牧の別を記入すること。
- 2 「施行方法」欄には、届出行為を具体的に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第4（第20条の2関係）

年 月 日

様

行為者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

普通地域内

行為届出書

島根県立自然公園条例第13条第1項の規定により、
たく下記のとおり届け出ます。

県立自然公園普通地域内において

行為をいたし

記

目 的			
行 為 地			
施 行 方 法			
予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

備考

- 「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には条例第13条第1項各号に規定する行為を記入すること。
- 「施行方法」欄には、届出行為を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第5（第23条関係）

年 月 日

様

行為者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

特別地域内（普通地域内）

行為変更申請（届出）書

島根県立自然公園条例施行規則第23条第2項の規定により、
島根県立自然公園特別地域（普通地域）内における
行為に関する許可を受けた（届出をした）事項を変更したいので、下記のとおり申請（届出）します。

記

許可を受けた（届出をした）年月日及び番号			
目 的			
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更を必要とする理由			
備 考			

備考

- 「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には条例第11条第4項の規定に基づく許可を受けた行為又は条例第13条第1項の規定に基づく届出をした行為を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要の文字は、抹消すること。

様式第5の次に次の2様式を加える。

様式第6（第23条の4関係）

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

島根県立自然公園条例第17条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第19号様式中

省令第30条第3項の規定について （撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。））	第1号の規定について	適 ・ 不適	を
	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	

省令第30条第3項の規定について （撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。））	第1号の規定について	適 ・ 不適	に、
	第2号の規定について	適 ・ 不適	
	第3号の規定について	適 ・ 不適	
	第4号の規定について	適 ・ 不適	

移動型又は携帯型エックス線装置	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作のできる構造	適 ・ 不適	を
	鍵のかかる保管場所	有 ・ 無	
	装置のキースイッチの管理方法		

移動型又は携帯型エックス線装置	鍵のかかる保管場所	有 ・ 無	に
	装置のキースイッチの管理方法		

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和24年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和23年島根県条例第72号」の次に「。第 4 条において「条例」という。」を加え、「以下「法」を「第 3 条において「法」に改める。

第10条第 2 項中「知事」を「保健所長」に改める。

様式第 4 号中「承継したい」を「承継した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和46年島根県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「令」という。」を削り、「以下「条例」を「第 8 条第 1 項において「条例」に改める。

様式第 2 号中「届出者」を「申請者」に改める。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

旅館業許可証再交付申請書

許可証を滅失（破損、喪失）したので、旅館業法施行細則第8条第2項の規定により再交付の申請をします。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種別
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 許可証を滅失（破損、喪失）した理由及びその年月日

添付書類 許可証を破損した場合にあつては、許可証

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

旅館業許可証書換交付申請書

許可証の記載事項に変更を生じたので、旅館業法施行細則第8条第3項の規定に基づき書換交付の申請をします。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種別
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 変更事項及びその理由

添付書類

- 1 許可証
- 2 変更事由を証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1.6パーセント（債務保証（農林漁業信用基金の債務保証（保証の割合が100パーセントのものに限る。）をいう。以下同じ。）の場合は、年1.2パーセント）」を「2パーセント」に、「1.5パーセント（債務保証の場合は、年1.1パーセント）」を「1.9パーセント」に、「1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を「1.7パーセント」に改め、同表第2号中「1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を「1.7パーセント」に改め、同表第3号中「1.6パーセント（債務保証の場合は、年1.2パーセント）」を「2パーセント」に、「1.5パーセント（債務保証の場合は、年1.1パーセント）」を「1.9パーセント」に、「1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を「1.7パーセント」に改め、同表第4号中「1.3パーセント（債務保証の場合は、年0.9パーセント）」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定により、宍道湖に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定により、中海に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課及び松江保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也